

一般社団法人 ワールドニシキゴイクラブ 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 ワールドニシキゴイクラブ(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を広島県三原市に置く。

2 本会は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、錦鯉の美を追究し、錦鯉の飼育鑑賞の指導を行うとともに、その普及につとめ、もって国民の情操の涵養と日本文化の向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

錦鯉品評会の開催

錦鯉に関する調査、研究

錦鯉の普及並びに指導

錦鯉を通じての社会奉仕

錦鯉を通じての国際交流

機関誌及び錦鯉に関する図書印刷物の発行

その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項に規定する事業については、国内外において行うものとする。

第3章 会 員

(種別)

第5条 本会に次の会員を置く。

正会員

本会の目的に賛同して入会した個人または法人で、主たる事務所を国内に置く錦鯉生産者、錦鯉流通業者で本会の主催する品評会、研修会等の行事に常時参加するもの。

一般会員

本会の目的に賛同して入会した個人または法人で、主たる事務所を国内または国外に置く錦鯉生産者、錦鯉流通業者で本会の主催する品評会、研修会等の行事に任意参加をするもの、または錦鯉に関する商品の取扱業者及び錦鯉愛好家

名誉会員

本会に功労のあった者又は錦鯉に関する学識経験者で、理事会の決議を経て総会において承認された者

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、これを「一般法人法」という。)上の社員とする。

(入会、入会金及び年会費)

第6条 正会員又は一般会員として本会に入会を希望する者は、理事会が別に定める入会申込書を事務局に提出し、理事会の承認を受けたのち、入会金を払い込むことにより正会員又は一般会員となる。名誉会員についてはこの限りでない。

2 正会員及び一般会員は、入会時に入会金を納付し、また、毎年年会費を納付しなければならない。

3 前項の入会金及び年会費の具体的な金額については総会で定める。

4 第1項の入会金を支払った者は、入会年度の年会費を免除する。

(任意退会)

第7条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第8条 正会員、一般会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の特別決議によって、当該会員を除名することができる。

この定款その他の規則に違反したとき。

本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

会費の納入が1年以上なかったとき。

総正会員が同意したとき。

当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利義務)

第10条 会員が前3条の規定により、その資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人の社員としての地位を失う。但し、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の年会費その他の拠出金品は、いかなる場合でもこれを返還しない。

第4章 総 会

(構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

2 この総会は、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

会員の除名

入会金及び年会費の決定

役員を選任又は解任

役員報酬等の額又はその規定

貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

定款の変更

長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受
解散及び残余財産の処分
合併、事業の全部または事業の重要な一部の譲渡
規則の変更その他理事会において必要と認める事項
その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。総正会員の議権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

2 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集をしなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに、正会員に通知しなければならない。ただし、正会員全員の同意がある場合は、書面又は電子的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故等による支障があるときは、当該総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。(特別決議)

会員の除名

監事の解任

定款の変更

解散

その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使及び書面による行使)

第 18 条 代理人により議決権を行使する場合には、当該正会員は、他の正会員を代理人として議決権を委任する書面を、又は書面により議決権を行使する場合には、議決権行使書面に必要事項を記載し、本会に提出して行う。

2 前項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

3 前々項の場合における第 17 条の規定の適用については、当該正会員は総会に出席したものとみなす。

(議決、報告の省略)

第 19 条 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

2 会長が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を書面又は電磁的記録により通知した場合において、その事項について総会を開催して報告することを要しないことを、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該総会において選任された理事 1 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員

(役員を設置)

第 21 条 本会に次の役員を置く。

理事 5 名以上 15 名以内

監事 1 名以上 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、2 名を副会長とする。

3 前項の会長を代表理事とし、副会長を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長、専務理事及び常務理事は、会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。

4 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して、事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。
- 4 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を理事会に報告する。
- 5 前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(役員の任期)

- 第 25 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。
- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了するときまでとする。
 - 3 補欠により選任された監事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了するときまでとする。
 - 4 理事又は監事は、第 2 1 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

- 第 27 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の役員及び特別な職務を執行した役員には、その対価として報酬等を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員に対する報酬等の支給の基準による。

(取引の制限)

- 第 28 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- 自己または第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
 - 自己または第三者のためにする本会との取引
 - 本会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第 6 章 理 事 会

(構成)

- 第 29 条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

本会の業務執行の決定

総会の議事に付すべき事項

総会開催の日時及び場所または電磁的記録等を用いる場合の具体的方法

理事の職務の執行の監督

会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第 31 条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

会長が必要と認めたとき。

定時総会開催予定日前から 1 か月以内

会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。

第 2 4 条第 5 項の規定により、監事から会長に対し、理事会の招集の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

3 会長は、前条第 3 号又は第 4 号の規定による請求があったときは、その請求があった日から 2 週間以内に理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集する者は、理事会の日の 10 日前までに、理事及び監事に対して、理事会の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面をもって、通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときを除くものとする。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(基本財産)

第 36 条 本会の基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会において定めたものとする。

(事業年度)

第 37 条 本会の事業年度は、毎年 5 月 1 日に始まり、翌年 4 月 30 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については、承認を受けなければならない。

事業報告書

事業報告の附属明細書

貸借対照表

損益計算書(正味財産増減計算書)

貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

監査報告

理事及び監事の名簿

第 8 章 定款の変更・解散及び清算

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、総会の特別決議によって変更することができる。

(解散)

第 41 条 本会は、総会の決議その他一般法人法第 148 条に規定する事由により解散することができる。

(剰余金の処分制限)

第 42 条 本会は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

(残余財産の帰属)

第 43 条 本会が清算するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 事務局

(事務局の設置等)

第44条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補 則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第12章 附 則

(最初の事業年度)

第47条 本会の最初の事業年度は本会成立の日から令和7年4月30日までとする。

(設立時役員)

第48条 本会の設立時役員は、以下のとおりとする。

設立時理事 阪井健太郎

同 吉田秀一

同 成田隆輝

同 間野太

同 伊佐光徳

同 間野弘

同 近藤知由

同 飯塚敬浩

同 前田大輔

同 面迫隆義

設立時監事 小野恵

(設立時代表理事等)

第49条 本会の設立時代表理事等は、以下のとおりとする。

広島県三原市大和町上徳良1067番地

設立時代表理事(会長) 阪井健太郎

神奈川県足柄上郡大井町金手11番地11

設立時業務執行理事(副会長) 吉田秀一

愛知県一宮市千秋町一色字西出27番地

設立時業務執行理事(副会長) 成田隆輝

(設立時社員の住所及び氏名)

第 50 条 本会の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、以下のとおりとする。

氏名又は名称	住 所
株式会社阪井養魚場	広島県三原市大和町上徳良 1 0 6 7 番地
株式会社オダカン	神奈川県足柄上郡大井町金手 1 1 番地 1 1
成田養魚園株式会社	愛知県小牧市大字三ツ淵 8 1 5 番地
大日養鯉場株式会社	新潟県小千谷市大字三仏生 4 1 4 4 番地 1 0
伊佐養鯉場株式会社	新潟県小千谷市大字蔭生甲 4 9 1 番地
間野弘	愛知県豊田市藤岡飯野町太田代 1 1 3 4 番地 6 0
近藤養魚場株式会社	愛知県豊田市青木町二丁目 1 0 8 番地
有限会社松江錦鯉センター	島根県松江市東出雲町出雲郷 8 3 5 番地 1
有限会社オールドボーイ	岡山県岡山市北区御津国ヶ原 1 1 0 番地 1
有限会社面迫養鯉場	広島県呉市枅原町 1 7 8 番地

(設立時の主たる事務所)

第 51 条 本会の設立時の主たる事務所は、以下のとおりとする。

主たる事務所 広島県三原市大和町上徳良 1 0 6 7 番地

(法令の準拠)

第 52 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ワールドニシキゴイクラブ設立のため、上記設立時社員 1 0 名の定款作成代理人である司法書士熊谷祐司は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和 6 年 4 月 6 日

設立時社員	株式会社阪井養魚場
	株式会社オダカン
	成田養魚園株式会社
	大日養鯉場株式会社
	伊佐養鯉場株式会社
	間野弘
	近藤養魚場株式会社
	有限会社松江錦鯉センター
	有限会社オールドボーイ
	有限会社面迫養鯉場

上記設立時社員の定款作成代理人

広島県三原市港町三丁目 2 0 番 1 号

司法書士 熊谷祐司